

公共施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について

令和5年3月10日 斜里町

新型コロナウイルス感染症対策として、これまでマスクの取り扱いを、屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが、令和5年3月13日から、マスク着用は個人の判断が基本とされることになりました。

これに対応して、斜里町の公共施設等での感染症対策については、以下のとおり変更いたしますのでご理解ねがいます。

施設等名	マスク		飛沫防止板（アクリル板）の設置	備考
	来客・利用者等	職員		
議会	個人の判断（※1）	当面、着用を継続	撤去	※1 3月議会中（～3/14）の傍聴はマスク着用にご協力願います。
執務室等（役場庁舎・ぽると21・ウトロ支所）	個人の判断	当面、窓口対応を行う職員は着用を継続	一部撤去（※2）	※2 来客頻度の高い部門除いて撤去します。
社会教育施設（ゆめホール・図書館・博物館・海洋センター等）	個人の判断	当面、窓口対応を行う職員は着用を継続	当面継続	
保育園	園児は保護者判断 保護者は個人の判断	感染状況や活動状況により柔軟に対応	—	詳細は別添通知のとおり
児童館・通園センター	未就学児は保育園、 就学児童は学校のルールに準じる	感染状況や活動状況により柔軟に対応	—	
オホーツク斎場	個人の判断	当面、着用を継続	当面継続	

◆各町立学校については、行事等による注意点などがありますので、学校からの連絡をご覧ください。

◆公共施設等に入る際の手指消毒等の感染防止対策は基本的に継続としますので、引き続きご協力をお願いいたします。